## 「食べて応援しよう!in仙台2026」に関する同意書

出 店 留 意 事 項

- (1) 取扱商品は、開催要領の1に記載されている趣旨を理解し、被災地の復興支援につながるよう、農林水産物の販売は全て岩手県、宮城県及び福島県産とすること。また、加工食品等販売の場合は3県のいずれかの食材を利用した加工食品を1品以上販売すること。なお、3県の農林水産物名又はこれらを利用した加工食品等の品名及び主な食材名を来場者に見えるよう店頭に掲示すること。
- (2) 販売する商品に係る各種法令等を遵守すること。
- (3) 次の出店時間を厳守すること。
  - 令和8年3月14日(土曜日)10時00分~16時00分
  - · 令和8年3月15日(日曜日)10時00分~15時00分
- (4) 勾当台公園仮設広場での設営は、令和8年3月14日(土曜日)7時30分から開始可能とし、 9時30分までに完了すること。
- (5) イベント終了後は、使用した火気を完全に消火し、両日とも速やかに閉店準備を行うこと。
- (6) イベント終了後の撤収及び原状回復については、令和8年3月15日(日曜日)16時45分まで に完了すること。
- (7) 出店者は、イベント期間の2日間とも出店することとし、途中で引上げないこと。
- (8) 出店場所については、主催者の決定に従うこと。
- (9) 会場内には駐車場が無いため、出店者自ら近隣の有料駐車場を借りるなどし、会場周辺の道 路等への駐車は行わないこと。
- (10) 搬入及び搬出のためのイベント会場への車両の乗り入れは、朝・夕方ともに閉店時の時間帯のみ可能とし、安全に配慮して主催者の指示に従い行うこと。
- (11) 天災、悪天候、その他の不可抗力による安全確保が困難な状況等になった場合、このイベントを中止することがある。なお、このような不測の事態で出店者が被った損害については、主催者は一切責任を負わない。
- (12) 出店用テントは事務局が用意する物を使用し、自前のテントは持ち込まないこと。
- (13) テーブル、イスは出店者の持ち込みまたは主催者の契約業者からレンタル (代金は出店者自己負担) すること。
- (14) 商品、備品、機材の盗難及び危険防止等のため、営業に伴う管理を十分に行うこととし、盗難、紛失、故障等の損害を被った場合でも主催者は一切責任を負わない。
- (15) 指定された場所以外で営業してはならない。また、指定された場所を他人に転貸し、又は目的外に使用してはならない。
- (16) 不当な価格で物品を販売してはならない。また、全ての商品に販売価格を必ず表示すること。
- (17) 飲食物を取扱う者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うこと。
- (18) 飲食物を取扱う者は、営業許可申請(飲食店営業、魚介類販売業)、営業届出(飲食店営業、魚介類販売業以外のもの)を仙台市保健所にて手続きすること。
- (19) 飲食店営業、魚介類販売業で営業許可書が無い者、必要な営業届出(飲食店営業、魚介類販売業以外のもの)を行っていない者は、開催までに届出し、写しを提出すること。
- (20) 主催者が交付する出店許可証、保健所が交付する営業許可書(営業許可が必要な場合) は携帯し、来場者から見えるところに必ず掲示すること。

裏面に続く 裏面に続く

出	店	留	意	事	項
---	---	---	---	---	---

- (21) 仙台市が示す「仮設営業について」に記載の注意事項を遵守し、保健所及び衛生指導員の指示に従うこと。また、出店者は万が一食中毒等の事故が発生した場合、速やかに主催者に連絡をするとともに出店者自らの責任において適切に対応すること。
- (22) 酒(アルコール)類を販売する場合は、開設しようとする所在地の税務署(仙台北税務署) に届出を行うこと。
- (23) 酒(アルコール) 類を販売する場合は、未成年者及び自動車を運転する者への飲酒を目的とした酒(アルコール) 類の販売を禁止し、その旨を店頭に表示すること。
- (24) 火気器具及び発電機を使用する場合は、出店決定後に主催者から送付される「火気器具、発電機関係届出書」に記入し、期日までに主催者に提出すること。
- (25) 火気の取扱いについては、火災や事故が起きないよう十分注意し、地面直火は禁止する。 また、出店者は必ず消火器を準備し、万が一火災が発生した場合には、初期消火に協力する こと。
- (26) 出店者は各自でゴミ袋等を設置し、ゴミは必ず持ち帰ること。また、その場で飲食するものを販売する場合、販売後のゴミや廃棄物等は、出店者が責任をもって持ち帰ること。
- (27) 廃液は公園内の施設に流さないこと。廃液を持ち帰るタンクを持参すること。
- (28) イベント終了後、出店場所及び周辺の清掃作業を行い、原状回復すること。原状回復が不十分な場合には、実行委員会の呼び出しに応じ、原状回復を行うこと。
- (29) 暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即時退店とし、退店させられても異議を申し立てないこと。
- (30) 会場内の路面、工作物を損傷させる行為は厳禁とする。これに従わず路面及び工作物を損傷させた場合の損害賠償は、出店者で行うこととし、主催者は当該損害の賠償の責は負わない。
- (31) そのほか、実行委員会からの助言、注意及び指導があった場合は従うこと。
- ●私は上記の出店留意事項に全て同意し、令和8年3月14日(土曜日)及び15日 (日曜日)に開催する「食べて応援しよう!in仙台2026」に出店いたします。これ を証するため、以下のとおり記名します。

				連絡先電話番号(携帯番号):
				代表者名:
令和	年	月	日	出店者名: